

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用
から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の説
明書

外
務
省

目次

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 一 | 概説 | 一 |
| 1 | 議定書の成立経緯 | 一 |
| 2 | 議定書締結の意義 | 一 |
| 3 | 議定書締結により我が国が負うこととなる義務 | 一 |
| 4 | 早期国会承認が求められる理由 | 二 |
| 一一 | 議定書の内容 | 二 |
| 1 | 目的 | 二 |
| 2 | 用語 | 二 |
| 3 | 適用範囲 | 二 |
| 4 | 国際協定及び国際文書との関係 | 二 |
| 5 | 公正かつ衡平な利益の配分 | 三 |
| 6 | 遺産資源の取得の機会 | 三 |
| 7 | 遺産資源に関連する伝統的な知識の取得の機会 | 三 |
| 8 | 特別の考慮事項 | 四 |
| 9 | 保全及び持続可能な利用への貢献 | 四 |
| 10 | 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み | 四 |
| 11 | 国境を越える協力 | 四 |
| 12 | 遺産資源に関連する伝統的な知識 | 五 |
| 13 | 中央連絡先及び権限のある当局 | 五 |

| | | |
|----|--|----|
| 14 | 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有 | 五 |
| 15 | 取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守 | 五 |
| 16 | 遺産資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守 | 六 |
| 17 | 遺産資源の利用の監視 | 六 |
| 18 | 相互に合意する条件の遵守 | 七 |
| 19 | 契約の条項のひな型 | 七 |
| 20 | 行動規範、指針及び最良の実例又は基準 | 七 |
| 21 | 啓発 | 八 |
| 22 | 能力 | 八 |
| 23 | 技術移転、共同及び協力 | 八 |
| 24 | 非締約国 | 八 |
| 25 | 資金供与の制度及び資金 | 八 |
| 26 | この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 | 八 |
| 27 | 補助機関 | 九 |
| 28 | 事務局 | 九 |
| 29 | 監視及び報告 | 九 |
| 30 | この議定書の遵守を促進するための手続及び制度 | 九 |
| 31 | 評価及び再検討 | 一〇 |
| 32 | 留保 | 一〇 |
| 33 | 最終条項 | 一〇 |
| 34 | 附属書 | 一〇 |

| | | |
|-------|----------------|----|
| 三 | 議定書の実施のための国内措置 | 一〇 |
| (参 考) | | 一一 |

一 概説

1 議定書の成立経緯

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現するための国際的な枠組みを定めること等を内容とするものである。しかしながら、条約発効後も先進国からの遺伝資源の利用から生ずる利益の配分が不十分であるとの途上国の主張を受け、平成十八年（二千六年）に開催された条約の第八回締約国会議において、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する国際的な枠組みについての交渉を第十回締約国会議までに完了することが決定された。平成二十一年（二千九年）以降、三回の作業部会及び三回の追加会合が開催され、平成二十二年（二千十年）に我が国が議長国となって愛知県名古屋市において開催された条約の第十回締約国会議において、この議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益が公正かつ衡平に配分されるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置等を定めたものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際社会における遺伝資源の取得及び利用の円滑化並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に資するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 遺伝資源の利用国は、自国内で利用される遺伝資源に関し、提供国の法令又は規則に従い、情報に基づく事前の同意が取得され、相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、立法上、行政上又は政策上の措置をとること。
- (2) 締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとること。
- (3) 締約国は、相互に合意する条件から紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保すること。
- (4) 遺伝資源の提供国は、自国が別段の決定を行う場合を除くほか、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は

規則に従い、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとること。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としており、生物の多様性の分野における国際社会の協調した取組の強化の観点から重要である。平成二十八年（二千十六年）十二月に開催された条約の第十三回締約国会議においても早期の締結が呼びかけられており、この議定書の締結に向けた国際社会の気運が高まっていることから、この議定書を早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文三十六箇条、末文及び一の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。

2 用語（第二条）

この議定書上の用語（「締約国会議」、「条約」、「遺伝資源の利用」等）について定義している。

3 適用範囲（第三条）

この議定書は、条約第十五条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。この議定書は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であつて条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益についても適用する。

4 国際協定及び国際文書との関係（第四条）

- (1) この議定書は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (2) この議定書のいかなる規定も、締約国が他の関連する国際協定を作成し、及び実施することを妨げるものではない。
- (3) この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互に補完的な方法で実施する。
- (4) 取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であつて、条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しない

ものが適用される場合には、この議定書は、当該国際文書が対象とし、及び適用される特定の遺伝資源に関しては、当該国際文書の当事国については、適用しない。

5 公正かつ衡平な利益の配分（第五条）

(1) 遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、当該遺伝資源を提供する締約国と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。締約国は、この規定を実施するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(2) 締約国は、遺伝資源についての先住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従って先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、相互に合意する条件に基づいて、当該先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されることを確保することを目指して、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(3) 利益には、金銭的及び非金銭的な利益（附属書に掲げるものを含むが、これらに限らない。）を含めることができる。

(4) 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。

6 遺伝資源の取得の機会（第六条）

(1) 遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国が、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、情報に基づいて事前に同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

(2) 締約国は、先住民の社会及び地域社会が遺伝資源の取得の機会を与える確立された権利を有する場合における当該遺伝資源の取得の機会について、当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与が得られることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従って措置をとる。

7 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会（第七条）

締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であつて先住民の社会及び地域社会が有するものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従つて措置をとる。

8 特別の考慮事項（第八条）

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次のことを行う。

(1) 特に開発途上国において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件を整えること。

(2) 人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫つた緊急事態であると国内で又は国際的に認められた事態に
適切な考慮を払うこと。

(3) 食料及び農業のための遺伝資源の重要性並びにそれらが食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること。

9 保全及び持続可能な利用への貢献（第九条）

締約国は、利用者及び提供者に対し、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に
充てるよう奨励する。

10 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み（第十条）

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であつて、国境を越えた状況で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。

11 国境を越える協力（第十一条）

(1) 同一の遺伝資源が二以上の締約国の領域内の生息域内において存在する場合には、当該二以上の締約国は、この議定書を実施するため、該当するときは関係する先住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

(2) 複数の締約国にわたる一又は二以上の先住民の社会及び地域社会によつて遺伝資源に関連する同一の伝統的な知識が共有されて

いる場合には、当該複数の締約国は、この議定書の目的を実現するため、関係する先住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

12 遺伝資源に関連する伝統的な知識（第十二条）

(1) 締約国は、この議定書に基づく義務の履行に当たり、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、該当する場合には先住民の社会及び地域社会の慣習法、規範及び手続を国内法令に従って考慮する。

(2) 締約国は、関係する先住民の社会及び地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統的な知識の潜在的な利用者に対し当該潜在的な利用者の義務を知らせるための仕組みを設ける。

13 中央連絡先及び権限のある当局（第十三条）

(1) 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の中央連絡先を指定する。

(2) 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する一又は二以上の自国の権限のある当局を指定する。

14 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有（第十四条）

(1) 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための媒体としての役割を果たす。

(2) 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。

15 取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守（第十五条）

(1) 締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(2) 締約国は、(1)の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をと

る。

(3) 締約国は、(1)に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

16 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守（第十六条）

(1) 締約国は、先住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与によって取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当な場合には、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(2) 締約国は、(1)の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。

(3) 締約国は、(1)に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

17 遺伝資源の利用の監視（第十七条）

(1) 締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。

(2) 情報に基づく事前の同意を与えるとの決定等を証明するものとして発給され、及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供された許可証又はこれに相当するものは、国際的に認められた遵守の証明書とする。

(3) 国際的に認められた遵守の証明書は、情報に基づく事前の同意を与えた締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、当該証明書が対象とする遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たす。

(4) 国際的に認められた遵守の証明書には、少なくとも、発給した当局、発給日、提供者、当該証明書の固有の識別記号、相互に合

意する条件が設定されたことの確認、情報に基づく事前の同意が得られたことの確認等の情報を含める。ただし、当該情報が秘密のものでない場合に限る。

18 相互に合意する条件の遵守（第十八条）

(1) 締約国は、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の提供者及び利用者に対し、紛争解決に関する規定を適当な場合には相互に合意する条件に含めるよう奨励する。

(2) 締約国は、相互に合意する条件から紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。

(3) 締約国は、適当な場合には、司法手続の利用並びに外国における判決及び仲裁判断の相互承認及び執行に関する制度の利用について効果的な措置をとる。

(4) この条の規定の有効性は、第三十一条の規定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が再検討する。

19 契約の条項のひな型（第十九条）

(1) 締約国は、適当な場合には、相互に合意する条件に関する分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の作成、更新及び利用を奨励する。

(2) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の利用状況について定期的に調査する。

20 行動規範、指針及び最良の実例又は基準（第二十条）

(1) 締約国は、適当な場合には、取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成、更新及び利用を奨励する。

(2) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の利用状況について定期的に調査し、並びに特定の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の採択について検討する。

21 啓発（第二十一条）

締約国は、遺産資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の重要性並びに関係する取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発するための措置をとる。

22 能力（第二十二条）

(1) 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及び国内の団体及び組織を通ずる方法等により、能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化について協力する。

(2) 条約の関連規定に基づく資金に関する開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズは、この議定書の実施のための能力の開発及び向上に当たり十分に考慮される。

23 技術移転、共同及び協力（第二十三条）

締約国は、条約第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定に従い、この議定書の目的を達成する手段として、技術的及び科学的な研究開発計画において共同して行動し、及び協力する。締約国は、条約及びこの議定書の目的を達成するための健全かつ存在可能な技術的及び科学的基礎の構築及び強化を可能とするため、開発途上締約国及び移行経済締約国に対する技術の取得の機会の提供及び技術移転を促進し、及び奨励することを約束する。

24 非締約国（第二十四条）

締約国は、非締約国に対し、この議定書に参加し、及び適当な情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供するよう奨励する。

25 資金供与の制度及び資金（第二十五条）

(1) 締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第二十条の規定を考慮する。

(2) 条約の資金供与の制度は、この議定書の資金供与の制度となる。

26 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（第二十六条）

- (1) 締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
- (2) 条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の議事にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

27 補助機関（第二十七条）

- (1) 条約によって設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づく任務その他の任務をこの議定書のために遂行することができる。当該決定は、遂行されるべき任務を特定する。
- (2) 条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、(1)に規定する補助機関の会合の議事にオブザーバーとして参加することができない。条約の補助機関がこの議定書の補助機関としての役割を果たすときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみが行う。

28 事務局（第二十八条）

- (1) 条約第二十四条の規定によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす。
- (2) この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する。

29 監視及び報告（第二十九条）

締約国は、この議定書に基づく自国の義務の履行状況を監視し、並びにこの議定書を実施するためにとつた措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔及び様式で、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告する。

30 この議定書の遵守を促進するための手続及び制度（第三十条）

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、その第一回会合において、この議定書の規定を遵守することを促進し、及び不遵守の事案に対処するための協力についての手続及びそのための組織的な制度を検討し、及び承認する。

31 評価及び再検討（第三十一条）

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の四年後に及びその後はこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書の有効性についての評価を行う。

32 留保（第三十四条）

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

33 最終条項（第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条）

この議定書の署名、効力発生、脱退及び正文について規定している。

34 附属書

金銭的及び非金銭的な利益の例が掲げられている。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 この議定書の締結により、この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用を負担する義務を負う。

(参考)

- 1 採択 平成二十二年十月二十九日 名古屋において採択
- 2 効力発生 平成二十六年十月十二日
- 3 署名国 九十一箇国及び欧州連合

アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カンボジア、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、モーリタニア、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、セルビア、セーシェル、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン、欧州連合

- 4 締約国 平成二十九年二月一日現在 九十四箇国及び欧州連合

アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エジプト、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク

ク、ミャンマー、ナミビア、オランダ、ニジェール、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、トーゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、欧州連合